

令和元年度答申第54号
令和元年12月12日

諮問番号 令和元年度諮問第64号（令和元年12月2日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件諮問については、当審査会において調査審議は行わず、審査庁において速やかに裁決のための手続を進めるのが相当である。

理 由

1 本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾の投下後に、当時のA市のうち政令で定める区域内に立ち入り被爆したと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人の申請内容を裏付ける資料が得られなかったとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

これに対し、審査庁は、審査請求人の兄の友人に対する聴取記録並びに審査請求人の叔父の被爆者健康手帳交付申請書及び申立書によれば、審査請求人は被爆者援護法1条2号の要件に該当し被爆者であると認めることができることから、本件却下処分は取り消されるべきであるとして、当審査会に諮問をした。

2 本件のような申請拒否処分に係る審査請求について、処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁で、申請に対して一定の処分をすべき旨を命じ、

又は一定の処分をする権限を付与されていないものが審査請求に係る処分の全部を取り消すとの裁決をしようとするときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）43条1項8号に該当しないことから、審査庁は、当審査会に諮問をしなければならないが、本件においては、上記1のとおり、審査庁が、当審査会に対し、本件却下処分は取り消されるべきであるとともに、本件申請の全部を認容すべきであるとの判断を示し、そのような裁決がされる予定であることが明らかになっているのであるから、本件諮問については、同号に準ずる場合として、当審査会は調査審議を行わず、審査請求人の権利利益の迅速な救済を図るという観点（同法1条1項）から、審査庁において速やかに裁決のための手続を進めるのが相当である。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史